

24 時間テレビ福祉車両等寄贈申込手続き要領

1. 審査・判定及び申込書の提出先

福岡放送（FBS）24 時間テレビチャリティー委員会より、佐賀県社会福祉協議会が審査・判定の協力依頼を受けており、本会が同委員会に推薦し最終決定されることになっています。

申し込みに関しては、本会を経由せずに直接チャリティー委員会へ申し込む事も可能ですが、書類の不備等が多く、記載漏れのため審査対象外になるケースが過去に見受けられました。

このような不備等を防止するためにも、各申込みの申請は市町社会福祉協議会を経由して本会へ提出してください。その後、本会から24時間テレビチャリティー委員会へ提出をします。

《申し込みまでのスケジュール》

寄贈希望申込者（法人・施設・団体・個人）は、**5月6日（金）**までに市町社会福祉協議会へ提出

↓

市町社会福祉協議会は、取りまとめのうえ **5月13日（金）**までに佐賀県社会福祉協議会へ提出
(必着・厳守)

↓

佐賀県社会福祉協議会は、全書類をチェックし、**5月20日（金）**までに24時間テレビチャリティー委員会へ提出

2. 資料請求

最寄りの市町社会福祉協議会にて準備しておりますので、必要な場合は市町社会福祉協議会へご連絡ください。なお、福祉車両寄贈申込書・申し込みの手引きは、4月4日（月）より下記のホームページからもダウンロードできます。

24時間テレビチャリティー委員会 <http://www.24hourtv.or.jp>

佐賀県社会福祉協議会 <http://www.sagaken-shakyo.or.jp/>

3. 注意事項

- ①申込書の記入漏れ、決算報告書の添付漏れ、申込書コピー不備などは審査対象外になりますので、ご注意ください。（規定の福祉車両寄贈申込書と記入済申込書のコピー1部をお送りください）
- ②応募は、1法人1台のみですので、法人内で協議・調整等の上、申請してください。
(同グループ内で複数の申し込みがあった場合は、無効になりますのでご注意ください。)
- ③2017年度以降、寄贈を受けられた法人・施設・団体・個人は選考外となります。
- ④福祉有償運送サービスを使用目的とした申込みは道路運送法第79条に基づく登録証のコピーの添付が必要です。
- ⑤令和3年度の決算書を提出できない場合は、令和2年度の決算書を提出してください（貸借対照表、または資金収支計算書で構いません）。
- ⑥規定の申込書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて折らずに事業所のある市町社会福祉協議会にご提出をお願いします。申込書は市町社会福祉協議会に準備しているもの、又はホームページに掲載しているPDFをダウンロードしてお使いください。なお、WordやExcelデータでの配布は行っておりませんので、手書きにて作成をお願いします。

4. 問い合わせ先

佐賀県社会福祉協議会 まちづくり課

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号 電話 0952-23-2145 FAX 0952-25-2980